

医師の届出

医師、病院の管理者には、感染症法により、次のような業務が課せられています。

(1) 結核発生届

＜感染症法第 12 条、規則第 4 条＞

医師は、結核の患者（疑い例を含む）又は、無症状病原体保有者（LTBI）を診断したときは、直ちに最寄りの保健所長を経由して都道府県知事に届け出なければならない。

(2) 入退院結核患者の届出

＜感染症法第 53 条の 11 第 1 項、規則第 27 条の 6＞

病院の管理者は、結核患者が入院したとき、又は入院している結核患者が退院したとき、7 日以内に最寄りの保健所長に届け出なければならない。

「感染症法の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」（令和 4 年法律第 96 号）が公布され、令和 5 年 4 月 1 日より、医師が届出を行う場合には、電磁的方法による報告が努力義務化されました。

発生届の提出に当たっては、感染症サーベイランスシステムをご利用ください。

システムを利用できないなど、やむを得ない事情がある場合は最寄りの保健所へ FAX で提出してください。

＜FAX で発生届を提出する場合＞

- ① 氏名、住所等の個人情報は記載せずに FAX で送信して下さい。
- ② FAX 送信前後に電話で個人情報を保健所の結核担当事務までお知らせください。
- ③ 発生届原本を郵送または直接保健所に提出してください。（巻末資料参照）

* 結核は空気感染をする感染症であり、患者が発生したときは、患者の家族や接触者への健診など迅速な感染予防対策が必要になります。

* 結核発生届は、休日夜間問わず受理しています。

* 潜在性結核感染症（LTBI）の治療をおこなう時にも届出が必要です。

結核医療費公費負担制度

結核と診断された患者さんが安心して適正な医療を受けられるように、結核医療費を公費で負担する制度があります。この制度は、外国籍の方も受けることができます。

保健所が公費負担制度の相談・申請窓口です。

1. 入院勧告・入院措置患者に対する公費負担

感染症法第 37 条

●対象：保健所長により法第 19 条若しくは法第 20 条により入院勧告及び措置された者

●対象となる医療費：

- (1) 診察：診断書料、協力料、初診・再診料、指導料を含む
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術及びその他の治療
- (4) 病院への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

●自己負担額

世帯全員の所得税割の合計	自己負担額（月額）
56 万 4 千円以下	0 円
56 万 4 千円超	2 万円

●申請に必要な書類

- (1) 感染症患者（結核）医療費公費負担申請書（巻末資料参照）
- (2) 胸部エックス線画像（3 か月以内に撮影したもの）
初回及び継続 3 回目、6 回目（以下 3 か月ごと）のみ必要
- (3) 世帯全員の住民票（続柄の記載されているもの）
- (4) 18 歳未満、学生、被扶養者以外の世帯全員の所得を証明する書類

●申請先：患者の住居地を管轄する保健所長

●有効期間：（感染症の診査に関する協議会が申請内容を諮問し、承認された場合）

入院勧告等により入院したときから 30 日以内

●継続申請：引き続き入院が必要な場合には、上記書類を添付し、患者票の有効期限までに保健所に提出

2.1 以外の結核患者に対する医療費公費負担

感染症法第 37 条の 2

- 対象となる医療費：P54「感染症法第 37 条の 2 による医療費公費負担の対象範囲」参照
- 自己負担額：対象となる医療費の 5%
- 申請に必要な書類
 - (1) 感染症患者（結核）医療費公費負担申請書（巻末資料参照）
 - (2) 胸部エックス線画像（3 か月以内に撮影したもの）
- 申請先：患者の住居地を管轄する保健所長
- 有効期間：（感染症の診査に関する協議会が申請内容を諮問し、承認された場合）
保健所が申請書を受理した日（郵送の場合は消印日）から 6 か月以内
- 継続申請：引き続き治療が必要な場合には、上記の申請書類を有効期限までに
保健所に提出
- 医療内容の変更：患者票の『医療の種類』欄に記入した内容に加え、新たに医療が必要となった場合は、あらためて申請が必要

第6章 結核の医療制度

1. 入院勧告・入院措置患者の医療費負担区分（感染症法第37条）

医療保険各法の保険者負担
 感染症法による公費負担
 患者負担

《自己負担のない者》

被保険者（健保）	70% 30% 食事療養費（1食当り） 180 円 490 円
国保（一般）	70% 30% 食事療養費については、健保と同様
70～74 歳 （※2割負担の場合）	80% 20% 食事療養費については、健保と同様
75 歳以上 （※1割負担の場合）	90% 10% 食事療養費については、健保と同様
生活保護受給者	100%
無保険者	100%

《自己負担額（20,000 円を限度）のある者》

被保険者（健保）	70% 30%-自己負担額 ↑ 食事療養費（1食当り） 180 円 490 円
国保（一般）	70% 30%-自己負担額 ↑ 食事療養費については、健保と同様
70～74 歳 （※2割負担の場合）	80% 20%-自己負担額 ↑ 食事療養費については、健保と同様
75 歳以上 （※1割負担の場合）	90% 10%-自己負担額 ↑ 食事療養費については、健保と同様

第 6 章 結核の医療制度

2. 1 以外の結核患者の医療費負担区分（感染症法第 37 条の 2）



	総医療費	
	公費外医療費	公費負担対象医療費
被保険者（健保）	70% 30%	70% 25% 5%
国保（一般）	70% 30%	70% 25% 5% 府内の市町村国保は患者負担分の 5 % も給付 ↑
70～74 歳 (※ 2 割負担の場合)	80% 20%	80% 15% 5%
75 歳以上 (※ 1 割負担の場合)	90% 10%	90%
乳幼児医療	乳幼児医療費助成 ↓ 70% 30%-乳幼児医療費助成 ↑	乳幼児医療費助成 ↓ 70% 25% 5%-乳幼児医療費助成 ↑
生活保護受給者	100%	95% 5%
無保険者	100%	95% 5%

感染症法第 37 条の 2 による医療費公費負担の対象範囲

※感染症法第 37 条の 2 の公費負担の対象には、初診料・再診料・指導料・診断書料・協力料及び小児科外来診療等の包括された診療報酬点数は入りません。

※決定した抗結核薬が別の抗結核薬に変更及び追加になる場合は再度申請が必要です。

（今まで服薬していた抗結核薬の種類が減った場合は申請の必要はありません）

種別	公費負担承認範囲			備 考	
化学療法	抗結核薬…①INH ②RFP ③RBT ④SM ⑤EB ⑥KM ⑦TH ⑧EVM ⑨PZA ⑩PAS ⑪CS ⑫DLM ⑬LVFX ⑭BDQ 抗結核薬併用剤…副腎皮質ホルモン剤 これら投与に伴う処方料・処方箋料・調剤料・調剤技術基本料・抗結核薬にかかる薬剤負担については、原則として公費負担対象医療になる			薬剤選択の考え方等は結核医療基準を参照 薬剤情報提供料は対象にならない	
	検査	X線検査	直接撮影…おおむね毎月1回 投 視…おおむね毎月1回 断層撮影…必要に応じて行う CT検査…必要に応じて行う		結核医療基準を参照 MRI は対象にならない
結核菌検査		塗抹検査…おおむね毎月1回 培養検査…おおむね毎月1回 耐性検査…検査の結果結核菌が証明された場合はその都度、また必要に応じて反復検査		結核医療基準を参照	
その他		治療中の副作用発見のために必要な検査		副作用に伴う薬剤負担は対象にならない	
これらの検査に伴う判断料					
外科的療法	肺結核・結核性膿胸・泌尿器結核・性器結核・気管支結核・腸結核・結核性心膜炎・胸壁結核・リンパ節結核・結核性痔ろう・骨関節結核			外科的諸手術については結核医療基準を参照	
装具療法	結核の装具療法	牽引装具療法・固定装具療法・免荷装具療法			結核医療基準を参照
外科手術に伴う処置・入院等	処置その他の治療	注射…リンゲル液・ロック液・生理食塩水・ブドウ糖液・果糖液又は血液代用剤の大量注射（昇圧剤・強心剤・止血剤・鎮痛鎮静剤又はビタミン剤を混合して行うものを含む） 創傷処置 ・ 輸血 ・ 麻酔			回数及び量については、臨床上外科的療法に必要な限度にとどめるものとし、この限度については健康保険の取り扱いと異なることのないようにすること
	入院	肺結核 結核性膿胸 その他の結核性疾患	術前	外科的療法を行うために、直接必要とする諸検査を実施する期間（通例約1週間）	入院基本料は対象になるが、食事療養費については、対象にならない
			術後	外科的療法がその主目的を達成するまでの期間（通例約6か月）	
		骨関節結核の装具療法	不良肢位の伸展又は矯正の療法後において当該療法がその主目的を達成するまで（通例約6か月）		

結核指定医療機関

指定医療機関は、感染症法第38条による公費負担患者の医療を担当する機関です。

指定医療機関には、病院、診療所、薬局があります。

指定医療機関でなければ、原則として結核公費負担医療を行うことができません。

指定について

開設者の同意を得て、都道府県知事が指定します。

結核指定医療機関の申請、変更、及び辞退の手続きについては、必要書類を所在地を担当する保健所へ提出してください。

指定医療機関の責務

指定医療機関は、感染症法及び感染症指定医療機関医療担当規定の定めるところにより、感染症の患者の医療を担当しなければなりません。

医療を担当する上で適当でないと思われる場合には、厚生労働大臣が指定した医療機関については厚生労働大臣、都道府県知事が指定した医療機関については都道府県知事が、その指定を取り消すことができます。

結核指定医療機関の指定等に必要な書類

結核指定医療機関の申請、変更、及び辞退の手続きに必要な書類については、所在地を担当する保健所に到達した日が提出日となります。

●新たに医療機関の指定を受ける場合

1. 原則申請書の提出日以降を「指定日」とし、提出日以前に、既に結核患者を診療、あるいは調剤を行っているなど、「指定日」に遡及の必要がある場合は、「遡及願」を提出してください。遡及理由の記載内容によっては、希望する「指定日」とならない場合があります。

提出書類：結核指定医療機関申請書

遡及願

第6章 結核の医療制度

●指定医療機関を辞退する場合

1. 次の場合に、辞退書及び結核指定医療機関指定書原本の提出が必要です。
 - (a)開設者が変更になる場合
 - (b)医療機関が診療もしくは業務の全部を停止する場合
 - (c)医療機関が移転する場合※開設者が死亡の場合には、その家族が申請者となります。
2. 指定を辞退しようとする医療機関は、30 日以上の予告期間を設けて、辞退書を届け出なければなりません。
3. 医療機関指定書の原本が添付できない場合は、「紛失届」を提出してください。

提出書類：結核指定医療機関辞退書
医療機関指定書（原本）

●医療機関指定書の内容に変更がある場合

指定を受けた医療機関に所在地の変更などの変更事項が生じた場合は、その内容により手続き方法が異なります。

1. 現在の指定を辞退し、新たな指定申請書が必要な場合
(保険医療機関番号に変更がある場合)
 - (a)開設者が変更となった時
施設を譲渡、相続した場合
他の法人に合併されたり、新たな法人となった場合
法人⇒個人、個人⇒法人になった場合
 - (b)医療機関を移転する時（増改築などの仮移転を含む）
 - (c)診療所を病院に、病院を診療所に変更するとき

提出書類：結核指定医療機関申請書
結核指定医療機関辞退書
医療機関指定書

2. 変更申請が必要な場合（法人の代表者変更については、届出は不要です。）
 - (a)単に医療機関の名称を変更した時
 - (b)住居表示の変更などにより、医療機関所在地名の呼称及び地番に変更があったとき
 - (c)婚姻、養子縁組、法人の名称変更などにより、開設者名に変更があったとき
 - (d)開設者住所に変更があったとき

提出書類：結核指定医療機関変更書
医療機関指定書(写)